

愛媛県立新居浜西高等学校同窓会

樟樹会 会 則

第1章 総 則

- 第1条 本会は樟樹（くすのき）会と称し、本部事務局を愛媛県立新居浜西高等学校（以下「本校」という。）記念会館内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、本校及び会員の向上及び発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。
1. 本校の事業及び行事への協力
 2. 理事会で決議した事項
 3. 各種会合
 4. 会誌及び会員名簿の発行
 5. その他必要と認める事項

第2章 会 員

- 第4条 本会は次の会員をもって組織する。
1. 正会員 本校卒業生及びその母体校卒業生
 2. 準会員 本校に在学したもので、本人が希望し、理事会の承認があった者
 3. 特別会員 本校及びその母体校の現職員及び旧職員

第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 正・副事務局長 若干名
 4. 理事 正会員より合計 50名以内
 5. 会計監査委員 3名
- 第6条 役員は理事会において正会員より選出する。ただし、会計監査委員については、そのうち1名は本校職員のうちから選出する。
- 第7条 役員の仕事は、次の通りとする。
1. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、会長の仕事を代行する。
 3. 正・副事務局長は、会務を処理し、本校との連携を図る。
 4. 会長、副会長、事務局長を構成員とする執行役員会を組織し、理事会に議案上程を行い、一般会務・理事会より委任された事項や緊急を要する事項、並びに理事会において議決された事項の執行にあたる。
 5. 理事は、他の役員と共に理事会を組織し、事業報告及び決算報告、事業計画及び予算、会則の改正、役員を選出、その他本会運営に関する重要事項を審議し決定する。
 6. 会計監査委員は、本会の財務諸表など財務状態の記載されている書類が、適正に処理されているか監査し、報告を行う。
- 第8条 役員の仕事
1. 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。顧問は理事会において意見を述べることができる。

第4章 学年幹事

第10条 本校及びその母体校卒業の学年ごとに、1名以上の学年幹事を選出する。

第5章 総会

第11条 総会は会長がこれを招集する。

第12条 総会は原則として毎年1回とする。

第13条 総会においては、会務・会計の報告を行う。

第6章 役員会

第14条 執行役員会は必要に応じ会長がこれを招集する。

第15条 理事会

1. 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。
2. 理事の3分の1以上の要求があれば、会長はそれを招集しなければならない。

第16条 役員会の議長

1. 執行役員会の議長は、会長がその任にあたる。
2. 理事会の議長は、理事会において選出する。

第17条 役員会の議決

1. 執行役員会及び理事会は、各々その構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。ただし、本人が出席できない場合は、委任状をもって出席に代える。
2. 不測の事態により、執行役員会及び理事会が開催できない場合は、構成員にその旨を通知し、書面決議の形式で実施する。
3. 各々の会議における議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。また、書面決議の場合も同様とする。

第7章 会計

第18条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他収入をもって充てる。

第19条 会員は入会時まで、会費を払い込むことによって、会員資格を得る。

第20条 会員は、「運営会費」を払い込むことによって、別途理事会で定める情報サービスを受けることができる。

第21条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 会計監査は毎年1回、執行役員会・理事会・総会において、本会の会計について報告しなければならない。

第8章 その他

第23条 本会は、理事会の承認を得て、地域支部及び職域支部を設置することができる。ただし、その場合には会員10名以上を必要とし、支部長、支部規約、会員名簿を備え付け、事務局にそれを報告し、理事会の承認を得なければならない。

第24条 会員は、住所・氏名等、身上に変化があった場合、その都度事務局に報告しなければならない。

第25条 この会則は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができ、次の総会において報告を行う。

第26条 本会は、必要に応じて専門委員会を設けることができ、当該委員会の委員長は理事より選任する。

付 則

1. この会則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

2. 会則の発効及び改正。

- ※ 昭和61年 4月 1日より発効
- ※ 昭和63年 8月 6日一部改正
- ※ 平成 2年 8月 4日一部改正
- ※ 平成 5年 8月 7日一部改正
- ※ 平成 6年 8月 6日一部改正
- ※ 平成13年 8月 4日一部改正
- ※ 平成16年 8月 7日一部改正
- ※ 平成20年 8月 2日一部改正
- ※ 平成22年 8月 7日一部改正
- ※ 令和 2年 8月 1日一部改正
- ※ 令和 3年 8月 7日全面改正

以上